

# 經濟成長戰略大綱

平成 19 年 6 月 19 日 改定

# 目次

基本的考え方	1
第1. 国際競争力の強化	5
1. 我が国の国際競争力の強化	5
（1）科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化	5
（2）産学官連携により世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出	6
（3）高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化	6
（4）産業競争力を支える国際物流競争力の強化	7
（5）農林水産業の国際競争力強化	8
（6）観光立国の実現と交流人口の拡大	10
（7）医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化	11
（8）感性価値創造に向けた取組の推進など	11
（9）環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展	12
（10）優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増	14
2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み	14
（1）日本のイニシアティブによる東アジア経済統合の推進とWTOドーハ・ラウンドへの積極的取組	14
（2）アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備	17
（3）グローバル化に対応する多文化共生社会の構築	18
3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開	19
（1）省エネルギーフロントランナー計画	19
（2）次世代自動車・燃料イニシアティブ等による運輸エネルギー次世代化	19
（3）新エネルギーイノベーション計画	20
（4）原子力立国計画	20
（5）資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化	21
（6）エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実	22
（7）エネルギー技術戦略の策定、強いエネルギー産業の実現	23
第2. 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）	24
1. ITによる生産性向上と市場創出	24
（1）IT革新による競争力強化	24
（2）電子商取引や電子タグ等による「ネットワーク化」の推進	25
（3）ITを活用した中小企業の経営力の向上	25
（4）ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大	26
（5）IT革新を支える産業・基盤の強化	26

2. サービス産業の革新	27
(1) サービス産業のイノベーションと生産性改革のための体制整備	27
(2) サービス産業の生産性向上のための具体的アクションとプラン	28
(3) 今後発展が期待される重点サービス6分野への政策の重点化	29
(4) サービス統計の抜本的拡充	30
3. 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現	30
<b>第3. 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）</b>	31
1. 中小企業の生産性向上	31
(1) 小規模企業（スモールビジネス）の強化	31
(2) IT化や省エネルギーの推進等による生産性向上・経営改善	32
(3) 地域中小企業の再生	32
(4) 中小企業の人材確保及び育成に向けた取組	32
(5) 創業・起業	33
(6) 下請適正取引等の推進	33
(7) 重点業種・地域中小企業活性化策	33
2. 中小企業の活性化	33
(1) 「中小企業地域資源活用プログラム」の推進	33
(2) モノ作り中小企業の競争力強化	34
(3) 地域コミュニティを支える中小小売商業の展開や小規模・零細企業の振興	34
(4) 中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかした地域中小企業の事業展開の支援	35
(5) 地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用	35
(6) 中小企業の事業承継の円滑化	35
3. 地域経済の活性化	36
(1) 地域の特性を活かした地域産業の発展	36
(2) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり	36
(3) 地域のひとつづくり・雇用の創出	37
(4) 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し	37
(5) 公的サービスのコスト低減・質的向上	38
(6) 地域の技術開発と産学官連携等	38
(7) 広域連携による地域活性化	38
(8) 就業達成度の普及	39
4. 都市再生・中心市街地活性化	39
(1) 都市再生の推進	39
(2) 密集市街地の緊急整備	39
(3) 中心市街地の活性化	40

<b>第4. 改革の断行による新たな需要の創出</b> .....	41
(1) イノベーションの加速による需要の創出 .....	41
(2) 民間の創意工夫を活用した公共サービス等の改革（官製市場改革） .....	41
(3) 地域の創意工夫を促す構造改革 .....	42
(4) 市民や民間が主役の「ソーシャル・キャピタル」の充実支援 .....	42
<b>第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ</b> .....	43
1. ヒト：「人財立国」の実現.....	43
(1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築 .....	43
(2) 産学連携による人材育成の強化 .....	44
(3) 人材の国際競争力の強化 .....	46
(4) 職業能力形成の強化等 .....	46
2. モノ：生産手段・インフラの革新.....	47
(1) 生産手段の新陳代謝の加速 .....	47
(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備 .....	47
3. カネ：金融の革新.....	48
(1) 金融イノベーションの実現 .....	48
(2) 利用者の視点に立った金融の活性化等 .....	49
(3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化 .....	50
(4) 高度金融人材の育成強化 .....	50
4. ワザ：技術革新.....	51
(1) 融合・協働によるイノベーションの促進 .....	51
(2) 迅速かつグローバルな権利取得の促進と知的財産保護・活用の強化 .....	51
(3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化 .....	52
5. チエ：経営力の革新.....	52
(1) 知的資産経営の実践・技術経営力の強化 .....	52
(2) 公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤づくり .....	53
(3) 独占禁止法に基づく企業結合審査の適切な執行 .....	53

(別表) 経済成長戦略大綱 工程表

## **基本的考え方**

### **1. 「豊かで強く魅力ある日本経済」の実現**

我が国は世界に類を見ないスピードで少子・高齢化が進み、人口減少が現実のものとなった。人口減少は、供給サイドでの経済成長の制約要因となると同時に、需要サイドにも深刻な影響を及ぼすおそれが大きい。

また、グローバル経済化の中で台頭するアジア諸国等との競争が激化している。さらに、巨額の財政赤字、資源・エネルギーの供給確保、環境制約などの課題も抱えている。

こうした課題は、中長期的に成長の制約要因となるものであるが、克服不可能なものとする必要はない。むしろこうした制約要因を、逆に成長の機会ととらえていかしていくことが重要である。

1960年代の終わりに、我が国は「世界第2位の経済大国」となり、以来40年間、この言葉は日本経済の代名詞であった。経済成長が国民生活の向上をもたらし、経済力は国際政治や外交の力の源泉となった。

将来、この世界第2位の経済大国の地位を失うことになっても、構造改革を引き続き断行することによって、規模ではなく、「豊かで強く魅力ある日本経済」を実現し、改革の先に「日本の明るい未来」があることを国民に示す。

構造改革による景気回復が実現し、日本経済の潮目に変化が見られる今こそ、新しい発想に基づく経済成長戦略を強力に推進する絶好の時である。

安全・安心な社会、誰でも再チャレンジできる社会の構築、地域の活性化、平和で安定した国際関係など我が国が直面する諸課題に取り組み、「美しい国、日本」を実現するためにも、その基礎として、「持続的かつ安定した経済成長」が重要であり、その実現のために政策努力を総動員しなければならない。

### **2. 人口減少を克服する新しい成長**

人口減少の下でも持続的、安定的に民間需要主導で成長する「日本型経

「経済成長モデル」は、「生産性向上」、「技術革新」、「アジア等海外のダイナミズム」という3つを梃子（てこ）とすれば実現が可能となる。

「生産性向上」については、特に、日本経済の約7割を占めていながら、製造業と比較しても、また国際的にみても、生産性が低いサービス産業の生産性向上を推進する。

「技術革新」については、科学技術の振興によるイノベーションの創出とIT革新を生産性向上と経済の拡大に結びつけるとともに、省人化やITの高度活用により、労働生産性を高める。

「アジア等海外のダイナミズム」については、オープンな姿勢を徹底し、アジア諸国との分業を通じて、我が国産業の高付加価値化、産業構造全般の高度化を図る。

加えて、「労働力と人材の質の向上」を図るため、若年者の就職支援、仕事と生活のバランスの取れた働き方の推進、元気で活力のある団塊世代が働き続けられる雇用機会の確保などにより、若者、女性、高齢者が意欲を持って能力を発揮できる社会を実現し、労働力人口の減少という制約要因を打破する。

「人は国の財（たから）」と言われるが、人材を「人財」と捉え直し、人々が様々な価値を生み出す創造的な仕事につき、生きがいを感じながら、自己実現を図っていく「人財立国」を実現する。

「人財（ヒト）」のほか、「モノ」「カネ」「ワザ」「チエ」の5分野について、国際的に遜色のない産業競争力インフラを構築する。

このようにして、「日本型経済成長モデル」を実現することで、今後同様の困難に直面することとなる諸外国にとって良き先例となることを目指す。

このモデルにより持続的な経済成長を実現することと、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）を向上させる「成長力底上げ戦略」により、経済成長と成長力の底上げの同時達成を図る。

「日本型経済成長モデル」の実現に向けて、「グローバル戦略」（平成 18 年 5 月 18 日）、「新経済成長戦略」（平成 18 年 6 月 9 日）を始めとする成長力に寄与する政策を「経済成長戦略大綱」として統合し、さらに、2007 年度には「成長力加速プログラム」、「アジア・ゲートウェイ構想」、「教育再生」及び「イノベーション 25」などの施策も包含しつつ、政府及び与党が一体となって取り組むこととする。

10 年間で、年率 2.2%以上の実質経済成長を視野に、本大綱の政策を実行する<sup>(注1～3)</sup>。

(注1) 経済産業省によると、主な政策分野別には、以下のような成長率引き上げ効果が見込まれる。

- ・ 技術革新を通じた競争力強化、生産性向上等により 0.2%程度以上
- ・ IT 革新を通じた経営力強化、コンテンツ市場拡大等により 0.4%程度以上
- ・ サービス産業の革新を通じた生産性向上、重点サービス市場拡大等により 0.4%程度以上
- ・ 若者・女性・高齢者の労働参加率上昇、人材の質の向上等により 0.4%程度以上

いずれも本大綱の政策による直接的な潜在成長率引き上げ効果である。政策相互間には重複があること、間接的な成長率引き上げ効果があること等に留意する必要がある。

(注2) 「2.2%以上の実質経済成長」は、本大綱の政策効果が最大限発揮された場合に、視野に入ることが期待される中長期的な潜在成長力である。

(注3) 経済産業省によると、GNI（国民総所得）ベースでは年率 2.4%、同一人当たり 2.5%（2015 年度の一人当たり実質 GNI 3割増）以上が視野に入ることが期待される。

### 3. 実現の枠組み

経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、「経済成長戦略」を歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として、政府・与党の最優先課題と位置付ける。

人口減少が本格化する 2015 年度までの 10 年間に取り組むべき施策を、短期・中期・長期に分けた「工程表」に基づき、スピードを重視し戦略的

に実行する。各施策の進捗状況については、毎年度、PDCAサイクルによりその進捗状況を点検し、骨太プロセスの中で個々の施策に対応する定量的な目標などに基づきローリングして改定する。

## 第 1. 国際競争力の強化

ダイナミックに成長するアジア及びBRICsの市場や供給力という機会と、資源・エネルギー制約及び環境制約というリスクの双方に早急に対応する。

機会をとらえるためには、スピード感を持って我が国をオープンにすることにより、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長するといった視点が重要である。国内では、我が国の強みである生産性の高い製造現場、洗練された目を持つ感性豊かなユーザーの集積等を強化しつつ、世界最高のイノベーションセンターとして国際競争力のある新商品やサービスを次々と生み出し、新しい価値を世界に発信する。アジア等との関係では、効率的な協働を実現するための制度インフラの整備等を加速する。

リスクを軽減し、中長期的な発展基盤を確立する観点から、エネルギー安全保障を核とした「新・国家エネルギー戦略」（平成 18 年 5 月）等を踏まえ、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図る。

### 1. 我が国の国際競争力の強化

#### (1) 科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化

イノベーションの実現は成長の起爆剤であり、科学技術は「明日への投資」である。「第 3 期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）及び「イノベーション 25」（平成 19 年 5 月 25 日）を踏まえ、特に今後 10 年間の経済成長への貢献に最大限配慮しつつ、戦略的に施策を実施する。

世界トップレベルの研究拠点の構築に向けた取組の充実・強化など魅力的な研究環境を整備するとともに、新領域を開拓する挑戦的研究や、推進責任者が強力かつ機動的に研究を推進する仕組みを強化する。併せて、研究開発プロジェクトとの連携を深めること等により、イノベーション創出に向けた知の交流を促進する。

また、研究と市場の間における大学、公的研究機関、産業界、政府の双方向の連携の下、科学に遡った研究や異分野の融合により、研究開発の成果を迅速に市場化につなげる仕組みの構築（「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」）を目指す。これまで、戦略的技術領域における先導的研究開発プロジェクトについて、各省連携や異分野融合を要件とすると

もに、ガイドラインの策定や国際標準化等の組み込みを行ってきたところであり、引き続き、社会への還元を加速するための取組を強化する。併せて、産業活力再生特別措置法・産業技術力強化法等の改正、「知的財産推進計画 2007」、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」（AMARIプラン 2007）、「国際標準総合戦略」、「国際標準化戦略目標」の策定等を踏まえ、これら施策を着実に推進する。加えて、規制等制度面の整備、研究開発独立行政法人がその能力を発揮しやすい環境の整備、公的機関による新技術の実証・調達の促進、「日本版SBIR制度」の強化、イノベーション創出に向けた研究開発・人材育成・IT等への民間投資の加速、実用化の際の社会的な受容性の担保、研究成果の社会への影響度の計測・評価の仕組みの実現、我が国の取組の国際的な発信等に取り組む。

さらに、環境・省エネ技術とモノ作り技術、技術と感性の融合といった我が国の強みをかけ合わせた、「環境重視・人間重視の技術革新・社会革新」（エコイノベーション）を促進し、その成果を世界に発信していく。

## （2）産学官連携により世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出

「新産業創造戦略」（平成16年5月）や「新経済成長戦略」（平成18年6月）における燃料電池、ロボット、情報家電、環境産業等の戦略分野、新世代自動車向け電池などに加えて、特に、極限状態における高信頼性が求められる次世代環境航空機、次世代軽水炉・高速増殖炉サイクルなど、我が国の製造業の更なる発展に必要な部品・材料産業の高度化にも大きく貢献する新産業群の実現に向けた環境整備や研究開発を積極的に推進する。

また、地理情報システムの利用拡大、衛星測位の研究開発等により国土空間データ基盤（NSDI）を構築し、地理空間情報を高度に活用する社会の実現を図るとともに、部品・材料産業の強化等の視点を踏まえ、宇宙の利用・産業化を積極的に推進する。

## （3）高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化

### ① 高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化

我が国の産業の強みである信頼関係に基づいた川上・川下の間の連携等を維持・強化していくことが重要である。

「技術戦略マップ」（平成19年4月）の活用等により、ユーザー企業と

の垂直連携による研究開発を推進することを通して、我が国経済発展の基盤である高品質、高性能な部品・材料産業群の強化を図る。

また、製造業の強みの源泉であるモノ作り中小企業の競争力の強化を図るため、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（「中小ものづくり高度化法」）等に基づき、基盤技術の高度化に関する将来ビジョンの提示など、川上・川下間の連携に対する支援を推進するとともに、中小企業における若年者の確保、人材育成に係る支援を推進する。

## ② 情報、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開

アジア規模での効率的な生産ネットワークの追求など産業構造の高度化を図っていく。このため、汎用性分野を始めとする中小企業の国際展開に関して、進出先の情報提供体制の充実、資金面での支援、進出先における不公正取引是正等現地日系中小企業の円滑なビジネス活動を推進する上での事業環境整備のための政策対話、研修生受入、専門家派遣制度の活用等を行う。

## （４）産業競争力を支える国際物流競争力の強化

アジア地域の経済一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱（2005-2009）」（平成17年11月15日閣議決定）に基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感をもって戦略的・重点的に整備する（第5.2（2）後掲）。

あわせて、低公害車の普及・開発等、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。

また、「アジアワイドのシームレスな物流圏」実現を目指し、2006年に策定した「国際物流競争力強化のための行動計画」を着実に実施し、2015年までにASEAN域内における物流コスト等の半減を目指す。

このため、2006年度に構築した「国際物流競争力パートナーシップ」を引き続き存置し、関係省庁が一体となって、総合物流施策大綱やアジア・ゲートウェイ構想とも連携を取りつつ、行動計画を着実に推進し、適切に評価し、次のステップにつなげ、いわゆる日本版AEO制度の構築をはじめ国内外の課題解決に取り組むとともに、ASEANとのパートナーシップを構築する。これらを手始めに、アジアワイドへの拡大を図る。

さらに、外航海運について、産業競争力を支える安定的な国際海上輸送の確保を図るための制度的枠組みの構築に取り組む。

## (5) 農林水産業の国際競争力強化

### ① 「21世紀新農政2007」(平成19年4月4日)の推進

我が国農業を21世紀にふさわしい戦略産業としていくため、「21世紀新農政2006」(平成18年4月4日)による取組とあわせ、「21世紀新農政2007」に基づき、農業や農村が持つ潜在能力を最大限発揮させていくことにより、以下の目標の実現を目指す。

#### ○ 国内農業の体質強化

効率的かつ安定的な農業経営への経営発展を加速化するため、意欲と能力のある担い手に限定した品目横断的経営安定対策を着実に実施する。また、2010年度までに一般企業等の農業参入法人数を500とする。

農地については、それを有効利用するとの理念を明確化するとともに、担い手への面的集積の加速化を最重点事項として政策全般の改革を進め、2015年までに、効率的かつ安定的な農業経営が農地の7～8割を経営するとともに、その7割程度を面的に集積することを目指す。このため、「所有」から「利用」への転換を図る農地政策改革等の具体化を早急に進め、2007年秋までに、これらを加えた農業改革の全体像を工程表とともに体系的に分かりやすく提示し、改革を順次具体化する。

また、生産コスト縮減、物流コスト縮減、農協の経済事業の改革等を含む「食料供給コスト縮減アクションプラン」の着実な実施などにより食料供給コストを2010年度までに2割縮減する。

さらに、農林水産業の潜在的な力を発揮するため、新食品・新素材による新たな需要の創出、新品種育成へのゲノム科学の応用など農林水産業の新たな可能性を開拓する技術開発を推進するとともに、知的財産に関する現場の意識改革や植物新品種の登録出願件数を2010年度までに2,000件超にする、アジア全体での植物新品種の保護強化や侵害防止に取り組む体制の強化を目指す「東アジア植物品種保護フォーラム(仮称)」の設置を提唱するなど、知的財産の積極的・戦略的な創造・保護・活用を目指す。

2010年度には、農政改革の成果の包括的 point check を実施する。

## ○ 食と農に関する新たな国際戦略の確立

国際的な食料需給等の情報を一元的に収集・分析するための体制を整備するとともに、国民食料会議（仮称）の議論を通じ、食料をめぐる諸問題について国民全体で認識を共有する。

農林水産物・食品の輸出額を2013年までに1兆円規模とする目標達成に向け、輸出環境の整備、品目別の戦略的な輸出促進、意欲ある農林漁業者等に対する支援、日本食・日本食材等の海外への情報発信に重点的に取り組む。東アジアにおける我が国食品産業の活動規模（売上高）を2010年度には110～125億ドル程度とする。

## ○ 資源・環境対策の推進

「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」（平成19年2月バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議）に基づき、2011年までに国産バイオ燃料を5万kl生産することを目指す。さらに、稲わらや木材等のセルロース系原料や資源作物全体からバイオエタノールを効率的に製造できる技術の開発等により、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を目指す。

併せて、バイオプラスチックの利用の加速化を図るとともに、地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用を推進するため、バイオマスタウンを2010年度までに300地区構築する。また、食品の循環資源利用の環（リサイクル・ループ）の構築等食品リサイクルを推進する。

京都議定書の6%削減約束の達成等地球環境保全に関する課題に対し、農林水産業として積極的に貢献するため、農林水産分野における地球温暖化対策及び生物多様性保全に向けた取組を推進し、総合戦略を夏までに策定するとともに、その着実な実行を図る。

## ○ 「国内農業の体質強化」と「国際戦略」を支える重点分野

上記の「国内農業の体質強化」と「国際戦略」の取組をより実効あるものとするために、食品の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組として、新たに農業生産段階でのGAP（農業生産工程管理手法）や食品製造段階でのGMP（適正製造規範）等の工程管理手法を積極的に導入・推進し、生産から食卓までの食品安全を確保する。なお、2011年度までにおおむね全ての主要な産地（2,000産地）においてGAPの導入を目指す。

また、農林漁業体験活動を通じた食や農への理解の増進、暮らしを守る鳥獣害対策の充実・強化等を図る。

## ② 林業・水産業の競争力強化

新たな森林・林業基本計画（平成 18 年 9 月）に基づく森林の整備・保全と林業・木材産業の再生を図るため、京都議定書の目標達成にも貢献する「美しい<sup>もり</sup>森林づくり」、国産材の生産・物流拠点づくりを通じた安定供給体制の確立及び国産材の輸出、木質バイオマス利用の促進を含む国産材の利用拡大を総合的に推進する。

また、水産業については、新たな水産基本計画（平成19年3月）に基づき、①排他的経済水域内の資源生産力の向上や水産資源の回復・管理の推進、②国際競争力のある経営体を育成・確保するための漁船漁業構造改革対策の推進と新しい経営安定対策の導入、③新規就業・新規参入の促進を通じた活力ある漁業就業構造の確立、④産地の販売力強化と流通の効率化・高度化、輸出戦略の積極的な展開等により、構造改革を進める。

## （6）観光立国の実現と交流人口の拡大

ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化や日中韓の観光協力の推進、青少年交流・姉妹都市交流の拡大等により、2010年に1,000万人の外国人旅行者を受け入れるとの目標を確実に達成する。なお、外国人旅行者の伸び率が現在の水準で推移すれば、2030年には外国人旅行者数が4,000万人に達する可能性がある。

そのためにも、本年より施行されている観光立国推進基本法を踏まえ、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりのためのハード・ソフト一体となった取組みに対する支援を行うとともに、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備や景観法の活用等による良好な景観の形成を図る。また、市町村や都道府県の域を超えた広域観光振興の総合的な取組みを支援し、観光資源の広域的なネットワーク化を推進する。顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。

また、観光産業は地域経済の活性化にも大きな効果を有する。宿泊産業のイノベーションの促進など、観光産業の国際競争力の強化に取り組む。観光・集客サービス産業の競争力向上と観光地づくりを担う人材の育成や観光統計の整備、地域の中小企業による観光資源を活用した取組みの支援を行うとともに、大都市圏拠点空港の機能強化、空港の利便性向上やアクセス改善、国際線・国内線の接続の改善、道路整備の計画的な推進等によ

り、海外と国内観光地間の交通アクセス向上を図るなど、ソフト・ハードのインフラ整備に取り組む。

国際会議等の誘致・開催のアクションプランを策定するとともに、基本戦略の策定、誘致及び開催・受入対策の実施など、国際会議誘致・開催の取組みを推進し、2011年までに主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばす。

さらに、特にアジアとの交流人口拡大の一環として、「21世紀アジア青少年大交流計画」の下で、アジア各国から、今後5年間、毎年6,000人程度の青少年を日本に招く。

## (7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

医薬品・医療機器については、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づき、国際共同治験の推進、医療クラスター（仮称）や再生医療の推進拠点の整備、橋渡し研究の推進、臨床研究の体制整備や人材育成、ベンチャー企業の育成を図るとともに、審査体制の充実強化、新技術に対応した審査基準の策定及び細胞・組織を利用した医療機器や医薬品に係る安全性評価基準の明確化等承認審査の迅速化・質の向上などを実現する。

これらの実現、ひいては医薬品・医療機器産業の国際競争力強化のために、2007年1月に設置された「革新的創薬のための官民対話」の場等を積極的に活用していく。

また、後発医薬品の安定供給や情報提供の充実を図り、後発医薬品市場の育成を図る。

## (8) 感性価値創造に向けた取組の推進など

### ① 感性価値創造に向けた取組の推進

生活者の感性に働きかけ共感・感動を得ることで顕在化する、商品・サービスの価値を高める重要な要素を「感性価値」とし、日本の強みを活かしながら感性を活用し、また文化芸術を振興して日本の「文化力」を向上させつつ、産業の競争力の強化と生活の満足感の向上を図り、人間重視のイノベーションをもたらす。

例えば、「感性価値創造イニシアティブ」での検討や、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」を受け、「感性価値創造フォー

ラム」の設立、作り手や語り手の活動や育成の推進、幼児期からの感性教育の充実、発信や展示等の感性価値のPRの促進、人間の五感・感性に係るデータや日常行動の計測・蓄積・活用の推進、文化芸術を担う人材育成などに取り組む。

## ② 内需依存型産業の国際展開支援

国内需要が中心であるファッション、日用品、超高速船舶等や、海外の基盤整備にも貢献する建設業、鉄道システム、水道業といった産業・製品について、その特徴、高い技術力・ノウハウ等の強みをいかした国際展開や輸出振興に向けた取組を支援する。

## (9) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展

### ①環境重視・人間重視の新しい「エコイノベーション」の展開と発信

「環境重視、人間重視、受け手中心」によって持続的な発展を実現する「エコイノベーション（環境重視・人間重視の技術革新・社会革新）」を推進する。その中で、環境・省エネ技術とものづくり技術、技術と感性の融合といった我が国の強みをかけ合わせ、世界の持続的発展に貢献しつつ、我が国の国際競争力を向上させる。

具体的には、環境・資源・エネルギー制約を克服する新しいモノ作り技術の研究開発とその実証、持続的発展のためのエネルギー、交通・輸送及びITを含む社会・都市システムに関する研究開発や成果普及、モノではなく機能を提供するサービサイジング等による持続可能な生活の実現、環境価値を「見える化」するための手法の開発・普及、エコイノベーション・モデルのアジア・世界への発信等を行う。

### ② 温室効果ガスの排出削減の推進

京都議定書目標達成計画に基づく対策の加速化を図るとともに、同計画の評価・見直しを進め、6%削減約束の達成に確実に期す。

一方、2013年以降の次期枠組みについては、米国や中国、インドなどすべての主要排出国による最大限の削減努力を促す実効性のある枠組みを構築することが不可欠である。我が国としては、議長国を務める2008年

のG8日本サミットなども見据え、米国等の主要排出国も参加する国際的な将来の枠組みの形成に繋がるよう、主導的な役割を果たしていく。

### ③ 産業・ビジネスの環境配慮・環境効率性向上プラン

投資家が投資判断に企業の社会的取組を組み込むSRI（社会的責任投資）推進のための環境整備など、金融面からの環境配慮を進めるほか、サプライチェーンにおける環境配慮の促進、地方公共団体におけるグリーン購入の推進、公害防止管理ガイドラインに基づく環境管理の推進などを通じ、環境効率性の高い産業・ビジネスの成長力を強化するための基盤を整備する。

### ④ 3R技術・システムによる資源生産性向上プラン

我が国の資源生産性（GDP／天然資源投入量）を2010年度までに約39万円／トンに向上させること等を目指し、製品のサプライチェーン全体の資源投入量の最小化や再生資源の高付加価値製品への利用等を促進するための3Rシステムの整備や先進的な3R技術開発、循環型の地域づくり等を進めることとする。また、資源生産性等に関する指標や政策目標設定手法の国際統合化、環境配慮設計規格の国際標準化、循環資源の適正な輸出入のための国際的な取組の充実等を図る。これらにより、3Rを国際的に推進し、資源のより効果的・効率的な利用による我が国企業の国際競争力強化及び持続可能な産業発展を促進する。

### ⑤ バイオマスエネルギーの導入加速化

バイオマスエネルギーの原料となる国産農産物や廃棄物等の収集・輸送並びにこれらのバイオマスエネルギーへの転換及び転換後の利用を促進するため、例えば輸送用燃料としての大規模な導入実証や技術開発や環境整備などを通じ、発電・熱利用や輸送部門でのバイオマスエネルギーの普及加速化に取り組む。さらに、2007年2月に関係府省からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において決定し、総理へ報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」等を踏まえ、中長期的には、稲わらや木材等のセルロース系原料や資源作物全体からバイオエタノールを高効率に製造できる技術等を開発し、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図る。また、今後、エネルギー需要が大幅に拡大することが見込まれ

るアジアにおいて、バイオマスエネルギーの導入拡大に向けた取組を進める。

## ⑥ 国際博覧会の場を通じた地球的課題解決に向けた海外発信

今後海外で開催される国際博覧会の場を通じ、わが国の伝統、テクノロジー、ライフスタイルが織りなす文化力を官民一体となって国際的に発信し、2005年日本国際博覧会の「地球的規模の課題解決」という理念を継承・発展していくとともに、アジア・ゲートウェイ構想とも連携をとりつつ日本の魅力も発信する。

## (10) 優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増

「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010年に対GDP比倍増となる5%程度の対日直接投資受入れを目指す。

## 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み

### (1) 日本のイニシアティブによる東アジア経済統合の推進とWTOドーハ・ラウンドへの積極的取組

#### ① アジア諸国との経済連携協定（EPA）の早期締結等東アジア経済圏の構築に向けた経済連携の取組

「モデル協定」を活用するなど、交渉加速化に向けた改善策を講じつつ、今後1年程度は、改定された「EPA工程表」に沿って、アジア諸国を中心に行っているEPA交渉に引き続き積極的・戦略的に取り組む。また、EPAの内容に関しては、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で、質の高いEPA締結を目指す。こうした取組により、2007年1月からの2年間で、我が国のEPA締結相手国が少なくとも12か国以上に増加していることが期待される。また、遅くとも2010年には我が国全貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合が25%以上になっていることが期待される。

さらに、2007年1月の東アジアサミットで我が国から提唱した「東アジアEPA」の民間専門家研究については、早期に開始、本年11月に開催予定の東アジアサミットでの中間報告を目指し、研究を加速させる。中長期

的には、開かれた東アジア経済圏の構築を目指し、経済連携の取組を進める。

世界では、大経済圏を含む各国間でF T A交渉が活発化しつつあるが、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討していく。可能な国・地域から準備を進めていく。なお、国ごとの具体的なニーズを踏まえつつ、投資促進・人的交流の活発化のため、F T A／E P Aのみならず、社会保障協定、投資協定等について、早期に締結国数を増加させることを目指す。

## ② W T Oドーハ・ラウンドへの積極的取組

W T Oドーハ・ラウンドの2007年中の妥結に向けて積極的に取り組む。農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化等の主要分野における野心的かつバランスのとれた成果を目指す。また、2005年末に我が国が発表した「開発イニシアティブ」の一環として「一村一品」キャンペーン、人づくり等を通じ、途上国が貿易の自由化から十分に利益が得られるよう具体的な支援を展開し、開発ラウンドの成功に向けて努力する。

## ③ 国境措置

W T O、E P A交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引下げにおいて交渉のイニシアティブを発揮していくとともに、差額関税制度のあり方について検討する。国内農林水産業等の体質強化の進捗に留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずる。

## ④ 東アジアにおけるO E C Dのような国際的体制の構築に向けた取組

東アジアにおいて、O E C Dのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、東アジア経済統合の推進に資する研究を早期に開始するため「東アジア・アセアン経済研究センター（E R I A）」を設立し、また、アジア太平洋地域における情報共有強化のため「アジア太平洋経済研究メカニズム（E i S M A P）」を推進するなど、積極的に取り組む。

## ⑤ 日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備

東アジアワイドの経済活動を支える制度構築、産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限いかしつつ、重点化を図りながら、効果的・効率的に進める。

具体的には、中小企業診断士、情報処理技術者試験、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば「アジア標準」として展開する。また、民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など、東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。同時に、日本の投資家の意向をベースに各国の事業環境整備の効率化を図るための提言を行う「アセアン共通投資環境構想」を推進する。また、産業発展に不可欠な電力や運輸・通信分野等のインフラ整備において、地域・国ごとの状況や我が国進出企業のニーズを踏まえ、官民パートナーシップを強化し、経済協力を活用しながら、製造や建設分野等における優れた技術・ノウハウを東アジア共通の基盤として普及させていく。このような取組を通じ、アセアン地域の更なる成長の基盤を整備するとともに、インドにおいても「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」の取組を進め、東アジアワイドでの産業基盤の整備を推進する。

## ⑥ 東アジアの成長を担う産業人材の育成

我が国企業の優れた技術・ノウハウの移転を通じて、東アジアの成長を担う産業人材を育成する。このため、企業の製造現場等を活用して、技術指導や経営手法の普及を進めるとともに、日本への留学・研修経験者と連携しつつ、現地の産業人材育成機関の自立化を支援する。また今後の東アジアの産業を担う若者を育成するための教育分野の支援を強化する。

## ⑦ A P E C への積極的な取組

2010年に我が国がA P E Cを主催することを踏まえつつ、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、途上国・地域の能力構築等の経済・技術協力や、A P E Cの機能強化に積極的に取り組むとともに、地域経済統合を促進する方法等についての研究を実施する。特に、「A P E C ビジネス諮問委員会（A B A C）」等の産業界と連携を取りながら、投資

の自由化・円滑化、知的財産権保護などビジネス活動の円滑化につながる分野での取組を一層強化する。

## ⑧ アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施

アジアの経済成長に貢献してきた「日本型ODAモデル」の更なる展開を通じてアジア等海外における事業環境を整備し、貿易・投資の活性化を進めることにより、アジア等の経済的な活力を更に引き出すとともに、我が国の経済成長にいかしていく。

このためにも、「ODAの戦略的拡充と改革」を徹底し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）でも確認されているとおり、「今後5年間のODA事業量について100億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため、円借款を積極的に活用する。また、ODAを一層戦略的かつ効果的に推進するために、現地の実施体制の抜本的強化を図るとともに、円借款業務の迅速化に取り組む。

同時に、ODAの効率化を図るため、例えば、無償資金協力や技術協力を中心に、少なくともこれまで公共事業について行われたような、包括的な事業コスト縮減目標（例えば2010年までに15%縮減）を援助の内容等に応じて設定し、コスト削減の工程表を策定し、PDCAサイクルにより進捗を確認する。

海外経済協力会議においては、「グローバル戦略」で示された点を踏まえ新たな基本方針を早急に審議し、策定する。

## (2) アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備

### ① グローバル化に対応する制度の整備

グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。国際的な投資交流を促進するとともに、我が国企業の国際事業展開を支援し、競争力を強化するため、アジア等との租税条約ネットワークの充実や、各国の移転価格税制の透明性向上などに取り組む。

また、世界の取引市場の潮流等を踏まえ、我が国の商品先物市場がアジアの中心市場として発展するよう、市場の利便性・信頼性の向上、ガバナンスの強化等を通じ競争力を強化するための方策を早急に検討し、実施す

る。

## ② 日本版AEO制度の構築等

国際物流については、セキュリティの確保と物流の迅速化・効率化の両立のための取組が世界の潮流となっており、21世紀の国際物流に関する最大の課題の一つである。こうした課題に適切に対応し、我が国の国際競争力を強化するため、アジア・ゲートウェイ構想における貿易手続改革プログラムの取組を進める。

具体的には、日本版AEO（Authorized Economic Operator）制度の構築に向け、民間事業者によるコンプライアンス向上を促すとともに、制度の対象となる事業者の範囲を含め、コンプライアンスに優れた事業者に対する優遇措置を拡充し、また、国際的な相互認証を視野に入れた政府間対話を推進する。また、上記制度の構築を含む輸出におけるいわゆる保税搬入原則をはじめとする現行の保税・通関制度等の見直し、原産地証明発給手続の簡素化・迅速化、港湾機能の利便向上・コスト削減や戦略的な運営等の改革を行う。さらに、次世代シングルウィンドウに関して、全体最適な業務プロセスの改善や国内の関連するシステムとの接続の推進、我が国とアジア諸国の通関システムとの連携の推進、NACCS（Nippon Automated Cargo Clearance System）の在り方の検討等に取り組む。

上記の取組については、府省横断的な内閣の重要課題として、官民連携の下、関係各府省の協力による着実な実施と政府全体での継続的なプログラムの改訂を図る。

## ③ 「航空自由化（アジア・オープンスカイ）」に向けた航空政策の転換

「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日）に基づき、航空自由化工程表を策定し、航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築、羽田の更なる国際化、大都市圏国際空港の24時間化を着実に推進する。

## （3）グローバル化に対応する多文化共生社会の構築

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」（平成18年12月25日）に基づき、日本語教育の充実、標識・各種表示等の外国語表記の拡大、実効性のある在留管理システムの構築、住宅確保、外国人児童生徒の教育の充実などについて実施していく。

また、地域における多文化共生社会を構築するための指針「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年 3 月 27 日）を踏まえ、都道府県・政令指定都市・市町村において、それぞれの指針・計画等を策定するよう推進を図る。

### 3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開

#### (1) 省エネルギーフロントランナー計画

「省エネルギー技術戦略」に基づき、技術開発の相互連携によりシナジー効果が発揮されるよう、超燃焼システム技術、時空を超えたエネルギー利用技術などの分野において重点的に省エネルギー技術開発を推進していく。新たな省エネ技術に対するトップランナー基準のきめ細かな整備とトップランナーへの重点的な初期需要創出支援、住宅と設備の総合的な省エネ評価方法の開発などを踏まえた住宅・建築物の省エネ推進、輸送部門における省エネ対策の普及・促進、複数事業者間連携による省エネ対策の推進、中小企業を含めた産業部門・民生部門対策の推進など分野別対策の充実、省エネ投資の事業価値に関する評価手法の確立と普及、省エネに係る人材育成など、温室効果ガスの排出削減をめぐる内外の動向を踏まえつつ、2030 年までに更に少なくとも 30%、我が国のエネルギー消費効率が改善することを目指し、取組を進める。

#### (2) 次世代自動車・燃料イニシアティブ等による運輸エネルギー次世代化

バイオ由来燃料、クリーンディーゼル、次世代バッテリー・モーター、水素・燃料電池、ITS を我が国の強みを活かす形で組み合わせて推進することにより、エネルギー安全保障、環境保全、産業競争力強化の同時達成を図るための「次世代自動車・燃料イニシアティブ」等により、新しい燃費基準などを通じた自動車の燃費改善促進、国産等のバイオ由来燃料を始めとする新燃料の供給確保と、バイオエタノール等の利用拡大に向けた流通環境・制度インフラの整備の加速化、自動車側におけるバイオエタノールが 10%程度混合したガソリン等新燃料への対応の促進、クリーンディーゼル車の普及に向けた環境整備の促進、電気自動車や燃料電池車など次世代クリーンエネルギー自動車に関する技術開発と普及促進、エネルギーITSの推進等を図る。これらにより現在ほぼ 100%石油に依存している運輸エネルギーの石油依存度を、2030 年までに 80%程度とするとと

もに、「省エネルギーフロントランナー計画」を踏まえて、運輸部門のエネルギー消費効率の改善を目指し、環境を整備する。

### (3) 新エネルギーイノベーション計画

太陽光発電、風力発電、バイオマスなどの新エネルギーについて、それぞれの特性に応じた支援、関連モノ作り企業の参入促進やエネルギーベンチャー企業の支援などに取り組み、新エネルギー市場の拡大を強力に推進する。また、超・燃焼、エネルギー貯蔵技術などエネルギー需給構造の抜本的改革を促す革新的なエネルギー高度利用を促進し、「次世代自動車・燃料イニシアティブ」等により、食糧と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発を推進するとともに、次世代エネルギーパークなどを通じた国民の新エネルギーへの理解を促進する。

### (4) 原子力立国計画

エネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題の解決を一体的に図るため、「原子力政策大綱」(平成17年10月11日)及び「原子力立国計画」(平成18年8月8日)を踏まえつつ、原子力の研究開発や利用を計画的かつ総合的に推進する。

具体的には、初期投資負担の平準化など電力自由化時代における原子力発電の新・増設などの実現に向けた投資環境の整備、原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組みづくりへの積極的関与、米国との戦略的関係構築(日米原子力エネルギー共同行動計画の開始)など国際的な政策協調の強化、次世代の技術開発や人材の維持・強化、放射性廃棄物対策の強化などを行い、より効果的な安全規制と保障措置体制の導入・定着を図りつつ、既設炉が本格的代替期を迎えると予想される2030年前後も、原子力発電が発電電力量に占める比率を30~40%程度以上とする。また、核燃料サイクルの着実な推進、高速増殖炉サイクルの早期実用化への円滑な移行を実現するとともに、核融合エネルギー技術の研究開発を推進する。

我が国は、世界で唯一着実に原子力の新規建設を実現してきたことにより、製造技術を中心に世界の中で高い技術力を保持している。この結果、最近の原子力メーカーの国際再編の中でも日本メーカーが中核となっている。最近になり、エネルギー安全保障と地球温暖化対策が世界的な課題となる中で、各国が原子力に回帰する動きを見せ、世界の原子力発電所建設市場は急激に拡大する見込みであり、我が国に蓄積された技術や経験を

活かし、官民一体となって、国際競争力のある日本型次世代軽水炉を開発するとともに、高速増殖炉サイクルの開発についても、核不拡散と安全の確保を大前提としつつ、枢要技術の世界市場での採用を通じた国際標準化を目指して戦略的に推進する。

## (5) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化

資源外交及び環境・エネルギー協力等の総合的な強化を通じ、エネルギー供給の大宗を占める石油・天然ガス等の安定供給確保と、世界のエネルギー市場の安定に貢献する。また、東アジアにおいて、包括的な環境・エネルギー協力を我が国が積極的に推進するとともに、世界全体での省エネルギー等の推進をリードする。

### ① 総合資源確保戦略

中核的企業を始めとする我が国資源開発企業へのリスクマネーの供給、積極的な首脳レベル・閣僚レベルでの資源外交、人材育成や産業多角化を支援する産油国・産ガス国協力等を通じたエネルギー以外の分野も含めた資源国との総合的な関係強化、資源確保指針の策定を通じた公的金融・貿易保険や経済協力との戦略的な連携の推進、非在来型資源の生産・利用技術などでの技術開発の推進、先端科学技術分野における研究開発協力の推進、我が国における石油・天然ガスの開発の推進などにより資源開発を戦略的かつ強力に推進し、我が国の石油の自主開発比率を2030年に40%程度とすることを旨とする。また、石油・天然ガスの供給源の多様化を戦略的に推進する。

また、国際的な協同研究の推進や国内研究拠点の連携・強化により、クリーンコール技術、残渣油の有効活用技術、CO<sub>2</sub>回収・貯留技術の開発・普及などを通じ、化石エネルギーのより高度かつ環境にも配慮した活用を促進する。

なお、需給逼迫が進みつつあるウラン資源や、電子部品、自動車などの製造に不可欠となるレアメタル等の鉱物資源についても、資源開発に対する支援、代替材料の開発や製品設計・生産プロセスの改善による省資源化対策、高効率回収技術開発支援や海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたりサイクルの促進、貿易保険や経済協力との連携など総合的な対策を推進する。

## ② アジア環境・エネルギー協力戦略

エネルギー需要が急増し、気候変動問題等への対応も遅れつつあるアジア諸国に対し、第2回東アジア首脳会議における「セブ宣言」や日本のエネルギー協カイニシアティブ、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）等を踏まえ、環境・エネルギー協力を拡充・強化する。具体的には、国別の省エネ目標/アクションプランの策定を支援しつつ、省エネルギー制度構築・執行強化のための人材育成、モデル事業等を通じた省エネ技術の普及支援、省エネ投資に関する金融支援などの省エネルギー協力を拡大強化する。さらに、バイオ燃料の持続可能な開発・普及等の新エネルギー協力、特に発電部門における石炭のクリーン利用の促進、エネルギー貧困の解消に向けた資金・技術協力の着実な実施、アジアにおける効果的な備蓄スキームの構築、水質汚濁防止及び大気汚染防止に向けた協力の展開、クール・ビズの取組のアジアへの発信、アジア共同の環境危機情報システムの形成、エコタウン等を含む3R技術・システムの展開、これらに係る人材の養成などを実施する。

## ③ 世界全体での省エネルギー等の推進

エネルギー安全保障、経済成長、気候変動の一体的な解決を図っていくことが必要である。世界全体での省エネルギー対策等のエネルギー施策を推進するため、省エネポテンシャルの大きい国を取り込んだ国際的な枠組みの下、各国が省エネ目標・行動計画を策定するとともに、核不拡散等と両立する原子力の推進や再生可能エネルギーの利用拡大などを通じたエネルギー源の多様化、さらには長期的視点に立った革新的な技術開発を進める。この取組を「世界エネルギー・イノベーション・イニシアティブ」等として推進する。

## ④ 資源・エネルギーの海上輸送路における安全確保等の推進

主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済発展に不可欠なマラッカ・シンガポール海峡等の海上輸送の安全、海洋環境の保全等を確保するとともに、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、それらに必要な国際協力を推進する。

## （6）エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実

製品備蓄の導入を始めとする石油備蓄制度の見直し・機能強化、天然ガスに関する緊急時対応体制の整備、供給途絶時の緊急時対応マニュアルの総点検など、万が一、供給途絶に陥った場合の緊急時対応体制を充実・強化する。

#### **(7) エネルギー技術戦略の策定、強いエネルギー産業の実現**

以上の取組を効果的かつ戦略的に進めるため、官民連携して中長期的に取り組む必要のある技術開発をロードマップの形で提示し、研究から市場へ鋭い軸が通るような取組を促す。また、革新的技術の市場化や海外における資源権益の確保などを主導できるような強いエネルギー産業の実現に向け、それぞれの政策目的に合わせた支援や市場制度整備を進める。

## 第2. 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。IT投資の選択と集中の促進によるIT投資効率の向上、電子商取引や電子タグなどによる「ネットワーク化」の推進、ITを活用した中小企業の経営力の向上などにより我が国産業全体の競争力強化を図る。あわせて、コンテンツ市場の拡大を図るとともに、IT革新を支える産業・基盤の強化を実現する。

また、日本経済の7割を占めながら、生産性向上で出遅れているサービス産業の革新が欠かせない。重点分野を中心にその生産性を抜本的に向上させることにより、製造業と並ぶ「双発の成長エンジン」を創る。

### 1. ITによる生産性向上と市場創出

#### (1) IT革新による競争力強化

ITはこれまでも生産性向上に大きく寄与しているが、米国と比べITの活用はまだ不十分である。生産性の向上を加速化するために、IT資本投入の拡大やIT投資効率を向上させるようなIT活用の促進に向けて、制度改革やIT投資の加速を図っていく。

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日）とその加速化プログラムである「IT新改革戦略政策パッケージ」（平成19年4月5日）、及びそれらに基づく「重点計画-2007」の着実な実施を通じて、ITの構造改革力を追求し、IT基盤を整備するとともに、日本から世界への発信に努める。

とりわけ、ITによる生産性の向上を加速化するため、IT投資の「質」と「量」の充実を図るとともに、「IT経営」の実践を目指す経営者が取り組むべき事項を体系化した「ITの戦略的導入のための行動指針」や、「IT経営」の実現度合いをはかる「IT経営力指標」の普及を行うことにより、2010年までに世界トップクラスの「IT経営」を実現する。

また、テレワークなどITを活用した就業の機会の拡大を図る。

更に、IT投資の効率性の向上を図るために、IT化が必要な機能を、1)ソフトウェアの自前開発、2)共同開発や外部ソフトウェアの購入、3)自前開発ソフトウェアの外部展開、といった3つのアプローチで「競争領域」と「非競争領域」に峻別し、戦略的なIT投資の選択と集中を促していく。具体的には、業種・製品毎（業務や仕様）の標準化（ソフトウェアの生産

性・信頼性を飛躍的に高めるソフトウェア工学手法の多様な業種・製品への展開等)とイノベーションの推進、ソフトウェア戦略的活用のための環境整備、ユーザー産業と組込みソフトウェア産業との対話の場の設定、ソフトウェアの共同開発等ソフトウェアの効率的活用を促進する取引形態に対応したモデル契約書等の策定、政府調達での実践の促進などを行う。

行政の電子化について、政府のみならず民間における生産性向上を促進する観点から、5年以内を目途に、行政の簡素化・効率化・国民サービスの向上に資する電子政府システムを構築し、国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現する。例えば、IT戦略本部にいわゆるオンブズマン機能を持たせ、国民のための電子申請手続に関する苦情を含めた提案を受け付け、受け付けた内容とその処理結果を2008年度から公表する。

## (2) 電子商取引や電子タグ等による「ネットワーク化」の推進

流通・物流分野では、物流の効率化やセキュリティ向上、国際標準化の検討が進む業界が中心となり、関係省庁とも協働して電子タグ等の活用促進や標準化を進める。また、標準化の検討が進むインターネットEDI等の対象商材・業界の拡大を図る。

さらに、取引に関する情報に限らず、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応上必要となる情報を含め、EDIや電子タグ等の活用による企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を越えた情報共有の仕組み(電子商取引・電子タグ基盤)を2010年度までに構築する。具体的には、関係省庁の連携の下、電気・電子、繊維、建材・住宅設備産業のほか、幅広い分野への取組の拡大を図る。

これらの取組を推進するため、製造・卸売・小売等の参画による、幅広く産業横断的なコンセンサス形成を行える場を早急に設置する。

## (3) ITを活用した中小企業の経営力の向上

「IT経営応援隊」を通じ、中小企業の経営力の研修機会の充実、先進的事例の表彰(「中小企業IT経営力大賞(仮称)」)などを全国規模で展開することにより、ITを活用した中小企業の経営革新を促進する。また、IT導入の具体的方法をわかりやすく示すため、規模別・業種別の「中小企業IT経営ロードマップ」を作成する。同時に、これまでに蓄積されたIT経営の先進的事例を「中小企業IT経営ロードマップ」とリンクさせた上で、データベースとして広く一般に提供する。さらに、ITを活用し

ようとする中小企業が直面する問題にきめ細かく対応するため、求めに応じて地域に配置した専門家を派遣するなどの支援体制を整備する。

また、ASP（Application Service Provider）やSaaS（Software as a Service）など中小企業にとって使いやすい新たなサービスの普及促進のための共通基盤の整備等環境整備を推進する。

さらに、これらの施策を総合的に推進するとともに、中小企業のIT化の推進に当たっての課題や対応方策を検討するため、「中小企業IT化推進懇談会」（仮称）を開催する。

#### （４）ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大

多様なネットワーク環境の整備、技術革新の進展によって、コンテンツを提供する「担い手」、「提供する手段・内容」の拡大が進展している。こうした動きを促進し、市場の拡大を進めるため、消費者の選択肢の拡大、競争の促進を図りながら、新規参入の促進につながる環境整備を行う。

これまでに、IPマルチキャスト放送のうち同時再送信放送に関する著作権法上の取扱いの明確化等を実施した。今後は、コンテンツグローバル戦略の策定と実施、昨年来検討してきた国際コンテンツカーニバル構想を具体化した「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の開催、「メディア芸術祭」の開催による優れたメディア芸術作品の国内外への発信強化、国際共同製作のマッチングや資金調達等についての支援強化、デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールなど新しい時代にふさわしい知財環境の整備、コンテンツ・ポータルサイトと連携したネット上のコンテンツ取引市場の整備による流通経路の多様化、検索等の新しいコンテンツ利用を促進するための技術開発、次世代を担う中核人材の発掘・育成の強化、海外との人材ネットワーク構築支援などにより、2015年までにコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指す。

#### （５）IT革新を支える産業・基盤の強化

IT産業における更なる「選択と集中」を促進するとともに、半導体や情報家電分野等における標準化・研究開発、製品開発力の強化、組込みソフトウェア産業の競争力や情報サービス産業の課題解決力（「ソリューション提供力」）の強化、ソフトウェアベンチャー発のイノベーションを推進する。あわせて、多種多様な大量の情報の中から必要な情報を検索・解析する技術や、情報システムの統合を効率的かつ安全に実現する技術な

ど次世代を担う I T 関連技術の展開を推進する。特に、自動車、情報家電、携帯電話等の製品の高度化が進む中で、半導体の利用が飛躍的に拡大し、組込ソフトウェア基盤など半導体の利用技術の重要性も増大していることを踏まえ、今後登場が期待される新しいコンセプトの製品に対するニーズに応えるため、半導体技術と実装技術、MEMS<sup>(注)</sup> 技術、アーキテクチャ技術、ソフトウェア工学などの他分野技術とを融合させた先端的機能を持つ半導体素子やその利用技術を開発する。

また、持続的な I T の活用を可能とするため、半導体や I T 機器・システムの省エネルギー技術の開発を強化するとともに、省エネ法におけるトップランナー制度の活用等、研究成果の普及に向けた取組を進める。

さらに、産学官連携による世界に通用する高度 I T 人材育成拠点の形成、客観性の高い人材評価システムの確立等により高度 I T 人材が自律的に育成されるためのプラットフォームを構築するとともに、I T 革新を支える創造性に優れた人材の早期発掘及びそうした人材の起業支援を行う。

あわせて、I T 産業を巡る取引の透明性の向上を図るとともに、利用者・消費者が安全に取引できる環境を整備する。

(注) MEMS : 微小な機械要素部品 (センサー、アクチュエータ等) と電子回路を一つのシリコン基板上に集積化した素子

## 2. サービス産業の革新

### (1) サービス産業のイノベーションと生産性改革のための体制整備

#### ① 「サービス産業生産性協議会」の設立

2007 年 5 月に設立した産学官による「サービス産業生産性協議会」において、ア) サービス分野における科学的・工学的アプローチの拡大、イ) 製造業ノウハウの活用によるサービス提供プロセスの改善、ウ) サービス提供者と消費者等をつなぐ仕組み作り、エ) 品質評価のための分野横断的ベンチマーキング (日本版 C S I) の構築、オ) サービス産業における人材育成、カ) サービス産業における I T 活用、キ) サービス産業のグローバル展開、ク) サービス産業による地域活性化等の多様なサービス産業の共通の特性に着目した横断的取組を実施する。関係各省庁が連携し、サービス産業のイノベーションと生産性改革に向けた「サービス産業生産性協議会」の取組を支援する。

## ② 「サービス研究拠点」の整備

サービスに関して経済学・経営学の分野における研究を経済産業研究所において実施するとともに、工学の分野について関係機関において研究開発及び実証事業を行う。

## (2) サービス産業の生産性向上のための具体的アクションとプラン

### ① 「経験と勘」に頼るサービスから「科学的・工学的手法」によるサービスへ

2006 年度に策定したサービス研究マップをたたき台にし、2007 年度を目途にサービス工学のためのサービス研究・技術ロードマップを策定し、サービス分野における科学的・工学的アプローチの拡大を図る。また、製造業OB人材のネットワークの整備（2007 年度中に協議会で実施、その後拡充予定）や、相談窓口を整備（2007 年度中に整備、その後拡充予定）し、製造業ノウハウの活用によりサービス提供プロセスを改善する。

### ② サービス提供者と消費者等をつなぐ民間による情報提供の仕組み作り

信頼性向上のため、業界自主基準等の策定、第三者認証制度やADRメカニズムの構築（協議会で 2007 年度中に数業種について実施予定）を支援する。また、日本版CSI（顧客満足度指数）を品質評価のための分野横断的ベンチマーキングとして整備、普及を図り、本格稼働を目指す。

### ③ サービス産業における人材育成

サービス産業の人材育成を推進するため、「サービス産業生産性協議会」などの場において、サービス産業界における人材ニーズを把握するとともに、求められる人材像や企業における将来のキャリアパスを明確にし、産業界と大学等教育機関との対話を通じた教育体制の充実に向けた取組を支援する。また、大学等において、経済学などの社会科学、工学などの自然科学等の融合による新たな知識の体系化等を通じ、我が国経済におけるサービス産業の重要性に対応した教育プログラムの構築を図る。

さらに、「成長力底上げ戦略」に位置づけられているジョブ・カードの早期の活用促進や、能力評価システムの導入促進を図るなど、サービス人

材育成に取り組む。

#### ④ サービス産業におけるIT活用

中小サービス業のIT活用の支援、社会インフラとしての電子タグ・電子商取引基盤の整備、ソフトウェア共通化による企業の投資効率、生産性、競争力の向上に向けた取組を展開する。

#### ⑤ 産業活力再生特別措置法に基づく事業者の取組の促進

産業活力再生特別措置法に基づき、小売業、情報処理サービス業等、生産性の向上が特に必要な分野について事業分野別指針を策定するとともに、同法により生産性向上に向けた事業者の取組を促進する。

#### ⑥ その他

情報提供等による事業者のグローバル展開の支援、サービス分野向けの中小企業ファンドの創設、表彰制度の創設（サービス業300選（2007年度中に100選を選定し、3年かけて300選を選定）、「日本サービス品質賞」）、産学連携の促進、業種ごとの生産性向上目標の設定と定期的公表、サービス分野の企業が取り組みやすい生産性指標の開発なども取り組む。

### (3) 今後発展が期待される重点サービス6分野への政策の重点化

少子高齢化の進展や各サービスの所得弾力性等を踏まえ、今後発展が期待される重点サービス6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）において、需要の創出・拡大、生産性の向上の両面から重点的に政策を講じることにより、2015年までに、70兆円の市場規模拡大を目指す。

例えば、観光・集客分野においては、事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じ、「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」等の「ニューツーリズム」を含め、顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。

健康・福祉分野においては、2007年5月にとりまとめられた「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に基づき、各取組について可能

な限り定量的な指標を掲げ、IT技術の積極的な活用を図るなど、PDCAの下に必要な検証を行いながら、必要なサービスの確保と質の維持向上を図りつつ、効率化等を図る。

また、科学的根拠に基づいて確実に効果を生み出す、健康関連産業の育成や予防を重視した健康づくりを進めるため、2007年4月に取りまとめられた「新健康フロンティア戦略」等を踏まえ、個人の健康状態を生涯を通じて把握・活用できる情報基盤の整備や、個人・地域・企業の健康増進への動機付与等を推進する。

#### (4) サービス統計の抜本的拡充

四半期ごとのGDP(QE: Quarterly Estimates)を始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設する。関係府省は関連する統計によるデータ提供等により緊密に連携する。

また、2009年及び2011年の経済センサスの実施により、的確な母集団名簿の整備を進め、サービス産業を幅広くとらえた構造統計を整備する。さらに、eコマースに関する統計の整備について検討を進める。

あわせて、各府省の作成する統計全体を見渡して統計体系の整備を総合的・計画的に進めていく真に府省横断的かつ専門性を兼ね備えた司令塔機能の強化を通じて、サービス統計の抜本的拡充を図る。

### 3. 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

2011年の「完全デジタル元年」に完成する世界最先端の通信・放送インフラを活用した多様なサービスを実現し、通信・放送事業の競争力強化を図るため、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、通信・放送分野の改革を推進する。

### 第3. 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

構造改革の中で、経済状況や成長力の回復に遅れが見られる地域や中小企業の活性化に思い切って取り組むことが重要である。

中小企業や小規模企業などの経済成長を下支えする基盤の向上を図ることは、我が国経済の活性化のために重要であるとの認識の下、中小企業等の生産性向上を推し進めることで、中小企業全体の底上げに取り組んでいく。

また、中小企業を活性化するため、地域資源を活用した新商品・新サービス等の開発の支援、モノ作り中小企業の強化、中小小売商業や小規模・零細企業等の支援を行う。

さらに、地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、地域の強みを活かした企業立地等の促進、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に支援する施策の充実を図る。

加えて、地域の活性化に資する都市再生・中心市街地活性化を戦略的・重点的に推進する。

これらにより、地域の活性化を図るとともに、国内のみならず世界を視野に入れた地域の競争力強化を実現する。

#### 1. 中小企業の実産性向上

本年4月にまとめられた「成長力底上げ戦略」の大きな柱である「中小企業底上げ戦略」をも踏まえ、IT化・機械化・経営改善・再生、中小企業の人材確保及び育成に向けた取組、創業・起業、下請適正取引等の推進、重点業種・地域中小企業活性化策等の各般の施策を進める。

##### (1) 小規模企業（スモールビジネス）の強化

小規模企業は、地域経済社会を支える原動力であると同時に多様な価値創造の源である。こうした小規模企業の付加価値向上を強力に支援するため、情報、人材、資金の面での支援体制を強化するとともに、「生産性（事業価値）向上特別指導員」などの配置、小規模企業支援データベース等の構築、

金融支援の充実、小規模企業の連携・共同事業化の促進のための機能強化等を推進していく。

## (2) IT化や省エネルギーの推進等による生産性向上・経営改善

中小企業や小規模企業の実産性・付加価値向上を図るためには、様々な経営課題に対する専門家によるコンサルティング、IT化による業務改善や人材育成、技術力の向上などが重要である。

特に、販路拡大や生産管理、顧客管理等経営の中でITを有効に活用していくことは中小企業全体の底上げにとって不可欠な要素であり、IT推進アドバイザー等を活用し、商店街全体のIT化、業種特性に応じた組合毎のIT化等を進めていく。また、ASP (Application Service Provider) や SaaS (Software as a Service) など中小企業にとって使いやすい新たなサービスの利用の円滑化を図る。

また、中小企業における省エネルギーの推進が、コスト削減等を通じて中小企業の基盤強化・生産性向上につながることを踏まえ、金融、人材・ノウハウ面などで省エネルギー対策を推進する。

併せて、中小企業の実産性向上に資する設備投資・人材投資等の加速を図っていく。

## (3) 地域中小企業の再生

地域の実産企業の再生を一段と推進するため、的確なデュー・デリジェンスをもとに、経営人材と資金を有機的に供給しつつ、地域中小企業の事業と財務の立て直しを強力に支援する「地域中小企業再生ネットワーク」の創設等を行う。また、小規模企業の円滑な再生を進めるための取組を推進する。

## (4) 中小企業の実材確保及び育成に向けた取組

高度な知識、技術等を持つ大企業の実塊世代が大量に退職する時期に入りつつある中で、これらシニア人材 (新現役) は、中小企業や地域において、十分な活躍が期待されている。これら新現役が有する国内で培われた技術・ノウハウ等を中小企業や地域の発展に活かし、①大企業から中小企業へ、②大都市から地方へ、③海外から国内へという3つの潮流を作り出すために、「新現役チャレンジプラン (仮称)」を創設する。

また、中小企業大学校その他の人材育成資源を活用して、地域の経営力強

化、新卒等の若者対策、分野別対策を実施し、人材を育てて使う仕組みの形成を図っていく。

さらに、生産性向上に資する雇用管理の改善等に取り組む中小企業に対する支援措置の充実・強化を図っていく。

## **(5) 創業・起業**

中小企業の実産性向上を行って行くには、やる気と能力のある中小企業が数多く生み出されるとともに成長発展し、活性化して行くことが重要である。具体的には、「中小企業技術革新制度（日本版SBI R制度）」の充実・強化を図るため、競争選抜方式の導入・拡大、政府調達における情報開示、SBI R特定補助金等の拡充、参加機関の拡大に取り組むとともに、申請手続きの簡素化、事後評価などの実施の徹底を図る。また創業促進のための金融支援を充実させる。

## **(6) 下請適正取引等の推進**

成長の成果を中小企業にも波及させる観点から、自動車、産業機械、情報通信機器、建設などの幅広い業種において、業種ごとに下請適正取引等の推進のためのガイドラインの策定・遵守・普及を行うとともに、売り手と買い手の効率的なマッチングを図るためのインターネットを活用した取引マッチングシステム等を推進する。

## **(7) 重点業種・地域中小企業活性化策**

小売業、建設業、対個人・事業所サービス、繊維業、食品加工業などの、生産性が低い業種や賃金水準が全般的に低い地域に対する効果的な取組を推進する。

# **2. 中小企業の活性化**

## **(1) 「中小企業地域資源活用プログラム」の推進**

地域の中小企業の知恵とやる気をいかした事業展開を支援することにより、経済の活性化を図り、中小企業の活力による自立型の産業構造を強化していく。

このため、総合的な支援策である「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域の中小企業による地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を促進する。具体的には、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」を中核として、産地の技術を活用した新ブランドの確立、農工連携による新製品の開発等について、資金面の支援や専門家によるノウハウの提供等を行う。また、「地域中小企業応援ファンド」について、都道府県や地域金融機関との連携により、具体的な組成を進め、地域の中小企業の知恵や工夫による地域活性化を支援する。本プログラムにより、地域活性化策と併せて、5年間で1,000の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。

## （2）モノ作り中小企業の競争力強化

地域経済の活性化のために、我が国製造業の強みの源泉である、鑄造、プレス加工、めっきなどのモノ作り基盤技術を担うモノ作り中小企業の競争力強化を図り、その厚みを増していく。

このため、「中小ものづくり高度化法」を中核として、技術力高度化のための指針の提示、研究開発に対する支援、高等専門学校におけるモノ作り技術者等の人材育成、工業高校におけるモノ作り教育の充実、技術承継の円滑化、知的財産管理のための体制づくりなど、総合的な施策を引き続き強力に推進する。この中で、多数のモノ作り中小企業の技術力の底上げも図る。これにより、5年間で500のプロジェクトから成果を得て、優れたモノ作り中小企業の厚みの倍増を目指す。

## （3）地域コミュニティを支える中小小売商業の展開や小規模・零細企業の振興

「中心市街地の活性化に関する法律」（「中心市街地活性化法」）に基づき、地域経済の中核である中小小売商業に対して重点的な支援を講ずる。

また、少子化対策や就業機会創出など、今後の地域経済が直面する課題に対応すべく、地域コミュニティの「顔」である商店街を活用するとともに、公的サービス窓口の商店街への集積等を促すことにより、にぎわいあふれるまちづくりを進める。また、空き店舗等の既存施設を活用して、起業・再起業のためのオフィススペースや育児施設その他の厚生施設に対する支援を行い、3年間で100のモデル的な商店街の確立を目指す。

さらに、地域経済・社会の活力の源である小規模・零細企業に対しては、商工会議所、商工会などと連携して、人材面、資金面、情報面等について小規模企業を総合的に支援する体制を再構築する。特に、小規模企業支援データベース等の整備、高度専門家活用ネットワークの構築、小規模企業の経営改善を図るための資金制度の充実等により、小規模企業が社会経済環境の変化に対応するための経営力強化に対する支援等を行う。

#### **(4) 中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかにした地域中小企業の事業展開の支援**

中小企業の事業再生、事業に失敗した者の再起業等をこれまで以上に円滑化し、地域経済、中小企業の活性化を図る。このため、2007年度のできるだけ早期に、経営人材を大企業や銀行、都市部から全国に展開するプラットフォームを創設するとともに、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構の出資金を活かして各地に組成される再生ファンド等を一体的に連携させる「地域中小企業再生ネットワーク」を創設する。また、小規模企業の円滑な再生を進める取組を推進する。政府系金融機関や信用保証協会による融資・保証の枠組みの推進等を行うとともに、事業継続の見通しが見えない事業者の早期撤退などに関する相談窓口を全国に設置する取組等を行うなど、再起業等をハード、ソフト両面で支援する。

あわせて、地域の中小企業が、女性、高齢者を活用しつつ事業展開することを後押しすべく、育児施設その他の厚生施設や高齢者のための事業環境の整備に対する支援等を行う。

#### **(5) 地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用**

地域活性化のための事業を行う中小企業等への資金供給を多様な方策や担い手の拡充により一層充実させる。

このため、地域密着型金融のより一層の推進を図るとともに、官民協調出資によるファンド等の金融手法の活用を通じて、地域活性化を図る中小企業等の様々な主体に対して、住民を含む地域の資金を供給していく方策を検討する。

#### **(6) 中小企業の事業承継の円滑化**

中小企業の雇用確保や地域の経済活力維持の観点から、中小企業の事業承

継の円滑化を図る。具体的には、後継者不足や承継時の資金負担の問題など、様々な課題を抱える中小企業の事業承継の円滑化を図るための枠組みを総合的に検討する。

### 3. 地域経済の活性化

#### (1) 地域の特性を活かした地域産業の発展

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく支援策の活用等により食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業等の観光化、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光の振興、まちづくりの核となり地域の産業や活力を生み出す基盤である文化財の整備活用、コミュニティビジネスの振興等を強力に進める。

特に、事業性と公益性を兼ね備えるコミュニティビジネスは、成熟した社会における地域活性化やコミュニティの再生に関して大きな潜在力を有する。このため、資金調達、人材育成・確保等、その起業や経営管理に関する課題に対応した支援や環境整備の充実を図る。

また、地域の生み出す特色ある製品・サービスを売り込んでいくためには、地域経済全体を展望したビジョンが必要であり、地方公共団体を中心に、経済団体や地域金融機関等の地域関係者が連携したビジョン策定の取組みを推進する。

#### (2) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり

地域の自立と競争力強化に向けて頑張る地域を応援するとともに、地域が自律的・持続的に成長できる基盤を確立するため、地域の特性をいかしながら企業立地の促進等を通じて産業集積の形成や活性化を図るための取組を関係省が一体となり総合的に支援する。具体的には、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、企業立地促進に係る地方交付税措置、農地転用等の各種手続きの迅速化・簡素化、企業立地に対するワンストップサービス体制の整備、地域の大学等と連携した人材育成等を行う。

また、地域経済の活性化や地域の活力の再生のために必要な道路、港湾等の基盤への戦略的投資を推進するとともに、東アジア等との交流を深めつつ

ある広域ブロックの自立・活性化を促進するため、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」等により、民間と連携した地域の発意によるハード・ソフト一体となった広域的な地域活性化の取組を総合的に支援する。地域の生活を支える地域公共交通については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等により、地域の公共交通の活性化・再生に主体的に創意工夫して頑張る地方を、総合的かつ強力に支援を行う。

あわせて、「頑張る地方応援プログラム」により、地方自治体による地域経済の再生・活性化を目指す取組を支援する。

さらに、地域振興の核となる大学システムの構築を図るため、地域の大学が協同で行う地域貢献活動や地域ニーズに対応した人材育成の促進を図る。

### (3) 地域のひとづくり・雇用の創出

雇用環境が依然として厳しい地域があることから、2007年2月に取りまとめた「地域の雇用再生プログラム」を踏まえ、ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する。特に、「地域の雇用再生プログラム」の一環として、雇用情勢の地域差を是正するため、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案を第166国会に提出しており、雇用情勢が厳しい地域に支援を重点化する。

また、地域の中小企業の人材確保・定着にも資する地域密着型の職業訓練等を実施する。

さらに、地域活性化のため、大都市居住者の地方への定住又は二地域居住等の促進について国土形成計画に位置付け、地域へ移動する人・受け入れる地域双方のニーズや地域の様々な情報についての情報提供環境の整備を推進すること等により、現在退職期を迎えている団塊の世代を中心に、地域への人の誘致・移動による人材の蓄積を図る。

### (4) 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し

団塊世代や若者の活力を最大限活用する地域の創意工夫を後押しするため、農山漁村の活性化のための新たな制度を活用して、生活環境整備や交流・滞在施設の整備等を促進し、地域活性化政策体系に位置付けられている関係府省の施策とも連携しつつ、2011年度までの5年間に全国の市町村の過半(1,000以上)で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出することを目指す。

また、「立ち上がる農山漁村」や「オーライ！ニッポン」等の優良事例を

分析し、全国的な取組への発展のため活用する。

さらに、農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的な向上を図る対策の円滑な実施・定着に加えて、農業用水の機能を最も効果的かつ経済的に確保するため、既存施設の有効活用や長寿命化を図る。

このほか、地域の活性化を図るために、食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。

#### **(5) 公的サービスのコスト低減・質的向上**

広域的に連携することにより、医療・福祉・介護を始めとする公的サービスを効率化し、コスト低減・質的向上を図る必要がある。

具体的には、NLハイブリッド（NPOが、LLPに参加する形）等の形態を活用した地域の公的サービスを担う事業に対し、支援を行う。

#### **(6) 地域の技術開発と産学官連携等**

産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、新しい産業クラスター計画で重点化した対象分野及び対象地域において5年間で4万件の新事業創出を目指す。また、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。

地域の知の拠点として地域に貢献している地方大学等と連携しつつ、生活関連製造業等に係る地域資源を最大限活用したイノベーションが連続的に起こる仕組みの下で、地域の実用化技術開発を支援し、5年間で1,000件の新事業、新製品、特許等の知的財産などの成果を目指す。また、地域の公設試験研究機関の県境を越えた広域的な連携の取組を支援し、地域の技術力向上を目指す。

#### **(7) 広域連携による地域活性化**

市町村の区域にこだわることなく、場合によっては県境をも越えて複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域（市町村合併などにより単独の市町村が経済的社会的に一つのまとまりを成している場合を含む）を単位として、地域活性化を図るための総合的な支援を行う。

## **(8) 就業達成度の普及**

就業率に就業満足度や生活環境等の実態を加味した指標である就業達成度について、その公表と普及を通じて、地域運営に当たっての一つの指標としての活用を促し、多様な地域活性化への取組を促進する。

## **4. 都市再生・中心市街地活性化**

### **(1) 都市再生の推進**

良好な都市空間の創造、災害リスク軽減のための取組、活気のある不動産投資市場の拡大等を通じて、「活力の源泉」である都市の競争力や成長力を一層高めるとともに、様々な担い手による自主性と創意工夫に富んだ全国の都市再生を進め、地域経済の成長につながるよう、改正された「都市再生特別措置法」等に基づき、優良な民間都市開発への支援、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを推進する都市再生関連施策を戦略的・重点的に推進していく。その一環として、都市部における地籍整備を推進していく。

### **(2) 密集市街地の緊急整備**

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に危険な市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する。具体的には、未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備と、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者用住宅対策、低未利用地を活用した市街地整備を進めるとともに、地区計画等建築に係る規制の緩和制度の活用を推進する。また、リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会や専門家の更なる活用等住民組織への支援を行う。さらに、密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の拡充や道路等と一体的に整備される受け皿住宅等の建築に係る規制の合理化策等を内容とする「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の改正を受け、これらの制度の活用を促進する。

### (3) 中心市街地の活性化

今後の人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、改正された「中心市街地活性化法」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」並びに「都市計画法」に基づき、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進める。このため、中心市街地において、学校・病院等の公共公益施設の立地、空きビルの再生、優良な共同住宅の供給等を促進するとともに、まちぐるみで取り組む意欲的な商業活性化の取組に対して重点的な支援を講ずる。また、まちづくりに関わる活動を総合的に実施する中心市街地活性化協議会への支援に積極的に取り組む。

## 第4. 改革の断行による新たな需要の創出

人口の減少は供給力を低下させるだけでなく、需要面でもマイナスの影響を及ぼす。供給面の対策と同時に、需要拡大につながる政策努力が欠かせない。

イノベーションの加速による需要の創出に加え、官業の民間開放や思い切った規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。また、市民・民間活動を引き出すことにより、地域の活力を向上させる。

### (1) イノベーションの加速による需要の創出

イノベーションが新しい需要や市場を生み出すという好循環を加速するため、新たな技術の市場化を妨げている規制の見直し、公的部門における調達の改善（新技術等の一層の活用）など、研究開発の成果を迅速に初期需要創出につなげるための環境整備などを行う。

### (2) 民間の創意工夫を活用した公共サービス等の改革（官製市場改革）

公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の着実かつ適正な運用を図ることにより、国民の立場に立って、国・地方ともに公共サービスの不断の改革を推進する。

PFIについては、その一層の推進を図るため、発注者と民間事業者との意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等に関し、2006年11月に取りまとめられた「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて」の周知・徹底に努めるとともに、運営段階における事業の適切な遂行のための評価の在り方や、総合評価の在り方など選定過程の透明性確保について、2007年度も引き続き検討を行い、とりまとめた方針をできるだけ速やかに公表する。指定管理者制度については、引き続き透明性の高い選定プロセスの普及を図る。

また、2007年1月に設置された規制改革会議の審議等を踏まえ、2007年度早期に規制改革に関する新たな3か年計画を策定し、経済社会の構造改革を進める上で必要となる規制改革を一層推進し、イノベーション・生産性向上や質の高い国民生活の実現を図る。

### (3) 地域の創意工夫を促す構造改革

構造改革特区制度については、構造改革の一層の推進等を図る観点から、新たに設置された評価・調査委員会の積極的な活用を図るとともに、地域の創意工夫を高める取組を着実に推進する。

### (4) 市民や民間が主役の「ソーシャル・キャピタル」の充実支援

多様な公的サービスへの多様なニーズに質の高いサービスで応えるため、2007年2月にとりまとめられた「地域のつながり再生プログラム」等も踏まえ、多様な公共の担い手（自治会、農山漁村集落、企業、大学、非営利法人等）の育成を推進し、地域における人々のネットワーク、信頼といった「ソーシャル・キャピタル」の充実を図る。

個人・企業における積極的な社会活動への参加、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現促進を図るとともに、住民満足度を高めるような担い手と地方公共団体の連携手法の充実や担い手に対する省庁連携による支援等、法的枠組みの整備も含め更なる施策の充実を検討する。

## 第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ

産業横断的に、生産性の抜本的な向上を実現するため、思い切った制度改革等が必要である。

「ヒト」「モノ」「カネ」「ワザ」「チエ」の5分野に関して、IT革新も含め、世界で最も優れた産業競争力インフラを構築する。

### 1. ヒト：「人財立国」の実現

#### (1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築

##### ① 教育の質の向上及び社会人としての基礎的な能力の養成・強化

教育の質の向上には多角的な視点からの十分な検討が必要であるが、成長力・競争力強化の観点からは、いわゆる「ゆとり教育」を見直し、学習指導要領の改訂、2007年度からの全国的な学力調査の実施、教育内容・方法の改善・充実（習熟度別・少人数指導の推進、理数教育・情報教育の充実、国語力の増進、小学校の英語活動等国際理解活動の推進に向けた条件整備等）等により、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルの達成を目指す。さらに、外部評価の充実、コミュニティ・スクールの設置促進、地域の実情に応じた学校選択制の普及、社会の多様な分野からの優れた人材の活用、教員養成・免許制度や採用等の改善による教員の質の向上、能力・実績に見合ったメリハリのある教員給与体系の構築、学校施設やIT環境等の教育環境の整備の推進、地域住民など社会総がかりの力で学校を支援する取組の推進等により、教育の質の向上を図る。

また、課題解決型の授業や実践的インターンシップの推進、長期宿泊体験などの体験活動、若年者の就職基礎能力の修得支援や勤労観・職業観の養成等により、知識やノウハウを実践に結びつける力などの「人間力」、「社会人基礎力」等社会人としての基礎的な能力の養成・強化を図る。

##### ② 人材育成パスの複線化と人材重視型マネジメントの推進

すべての人が、安心・納得して学び方・働き方を選択することができ、やり直しが可能となる社会を実現するため、大学や大学院及び専修学校等における社会人の「学び直し」の機会の拡大など人材育成パスの複線化を

進めるとともに、事業の健全性を確保しつつ、奨学金事業の充実を図る。また、多様な働き方が可能となるよう、企業における柔軟な採用・育成・処遇（人材重視型マネジメント）の導入を促す。

### ③ 人材の横への移動の促進

個人の能力が最大限に活用・発揮されるよう、産学双方向の人材流動化を図るとともに、官官・官民の人材の円滑な移動・活用を促進するため、任期制の広範な定着、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等必要な施策を講ずる。

### ④ 全員参加型社会の実現

年長フリーターの正社員化を含めた若年者の就職支援、非正規労働者の再挑戦支援と就業形態間の行き来の円滑化や均衡処遇の促進、仕事と生活のバランスの取れた働き方（ワークライフバランス）の推進、マザーズハローワーク事業の推進をはじめとした子育て女性等への総合的な再就職支援等により、若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をいかした就業参加を促す。

これにより、2010年までにフリーターをピーク時の8割の水準まで減少させる。

### ⑤ 人材投資の加速

次世代を担う若者への投資を加速するため、若手研究者に対するフェローシップの充実や、競争的かつ自立的な研究環境の整備及び「異」との交流促進など、大学等における人材投資への支援の充実を図る。

また、企業・労働環境の変化に迅速に対応し、一人ひとりの能力が最大限発揮されるよう、企業における人材投資の加速を図っていく。

## （2）産学連携による人材育成の強化

### ① 経済社会のニーズに柔軟に対応できる高等教育の展開

産業界や国際的なニーズに柔軟に対応でき、知の拠点として地域に貢献する高等教育が実現されるよう、機動的な学部・学科の創設・再編を推進

し、基盤的資金と競争的資金を有効に組み合わせながら、教育研究のための資金を確保した上で評価の充実等による質の保証と向上を図るとともに、産業のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点的な教育研究投資を推進し、また、イノベーションを担う実践的・創造的技術者の育成を推進する。また、女性研究者の活躍促進のための環境整備等を行う。

## ② 産業界との連携による実践的教育・訓練の導入

専門職大学院を始めとする大学、高等専門学校、工業高校などの専門高校、公共職業能力開発施設等において、産学連携による高度な職業人材を養成するための実践的教育・訓練（企業実習、長期インターンシップ等）を促進するとともに、地域の中小企業の人材確保・定着にも資する地域密着型の職業訓練等を実施する。加えて、地元の企業技術者や研究者、高度技能者等の経験・能力をいかした理科授業づくり（「理科支援員等配置事業」及び「理科実験教室」）や各学校段階におけるキャリア教育の推進、女子の理工系進路選択支援を図る。

企業が主体となり、座学と実習とを組み合わせる訓練システム（実践型人材養成システム）の周知・普及や熟練技能の継承に取り組むことなどにより現場を支える人材の能力開発機会の拡充を図る。また、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」（平成19年11月日本開催予定）を産学始め各界の協力を得てモノ作りの重要性を効果的に発信する場とするとともに、本大会や「ものづくり日本大賞」の実施を契機として、モノ作りに対する若者始め国民の関心を高め、人財立国実現への国民全体の取組を強化する。

## ③ 産学双方向の対話と行動の実現

経済成長の鍵となる人材育成機能について、大学が注力している点と産業界が大学側に期待する点は必ずしも一致していないという指摘があるとともに、産業界が求める人材像が大学に対して明確に伝わっていないなどの指摘もある。このため、関係府省が連携して産学双方向の対話と取組の場として、産学人材育成パートナーシップを推進し、横断的課題や業種・分野別課題などについて幅広く議論を行い、産学双方の具体的な行動につなげる。

### (3) 人材の国際競争力の強化

#### ① 世界的な教育研究拠点の飛躍的な拡大

5年で世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す（2010年：30拠点程度）とともに、信頼される学部教育を実現する取組の推進、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成、大学院教育の抜本的強化、世界的に魅力ある大学院の構築の取組を加速し、世界的「ブレイン・サイクル」を取り込む。

#### ② アジア等の優れた人材の受入れ促進等

人材の国際競争力の強化・相互理解の促進のため、アジア・ゲートウェイ構想も踏まえ、外国人留学生制度の充実を図るとともに、「大学グローバル化プラン（仮称）」を2007年内に策定し、アジアを含めた海外の有力大学等との国際的な相互連携プログラムの促進等により、大学の国際化を推進する。併せて、関係府省が連携して、我が国企業で働く意志のある能力・意欲の高いアジア等の留学生を対象とした専門・日本語教育、インターンシップ等を活用した就職活動支援などをパッケージで実施することにより、アジアの優秀な人材の産業界での活躍を産学のコンソーシアム組成等により促進する「アジア人財資金構想」を着実に実施していく。加えて、日本企業における外国人材活用を促進し、優秀な人材を惹き付ける人材マネジメントについての検討を進め、本構想の実効性を高める。

また、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。また、研修・技能実習制度の運用の適正化及び制度の見直しを図る。

### (4) 職業能力形成の強化等

「能力発揮社会」の実現に向けて、官民共同推進組織を設置し、「職業能力形成システム」（通称；「ジョブ・カード制度」）及び大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築を図るとともに、その推進を図る。また、「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、「福祉から雇用へ」推進5か年計画」を策定するとともに「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを図る。

こうした取り組みの他、「人財立国」の実現に向け、成長力加速プログラムを踏まえて、施策を着実に実施する。また、教育再生会議等における検討結果を踏まえ、必要な施策を着実に実施する。

## 2. モノ：生産手段・インフラの革新

### (1) 生産手段の新陳代謝の加速

企業の国際競争力・日本経済の成長力を強化する観点から、関連制度を国際的に遜色なく、技術革新や経済環境の変化等に対応しやすいものとし、企業の投資や設備の新陳代謝を加速する。

### (2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備

我が国の国際競争力の強化等に資する社会資本整備については、ストックの観点も踏まえ、中長期的（20～30年）に見た我が国経済社会の姿を念頭に、真に次の世代に必要な社会資本整備を行う。

アジア地域の経済一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱（2005－2009）」に基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感を持って戦略的・重点的に整備する。スーパー中樞港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム（船舶入港から貨物引取りが可能となるまでの時間）を1日程度に短縮するとともに、港湾の広域連携を推進し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る。また、臨海部におけるコンテナターミナル等と一体的に機能する高度で大規模な物流拠点（ロジスティクスセンター）の形成の促進による物流の効率化・シームレス化を図る。成田空港については2009年度内に約1割の能力増強のための施設整備、羽田空港については2010年内に約4割の能力増強のための施設整備とともに国際定期便の就航を図り、関西空港について2007年に2期限定供用し、大都市圏拠点空港の機能強化を図る。また、アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能向上、港湾・空港アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築、物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化、ITSの活用等による国内外一体となった物流ネットワークの構築に取り組む。

その際、物流インフラの整備に当たっては、我が国財政の厳しい現況を

踏まえ、事業評価の厳格な実施、コスト縮減、事業の迅速化等により、重点的、効果的かつ効率的に実施するとともに、既存社会資本の有効活用を進める。

### 3. カネ：金融の革新

#### (1) 金融イノベーションの実現

##### ① リスクを適切に評価する金融の促進

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するため、政府系金融機関において、経営者の本人保証を不要とする融資制度を着実に実施するとともに、第三者保証人を不要とする融資や無担保・無保証融資の推進を行う。また、在庫や売掛債権を担保として活用する融資を促進するため、信用保証協会による保証制度（流動資産担保融資保証制度）を創設し、その活用を推進するとともに、ABL（Asset-Based Lending：動産・債権担保融資）協会を設立して資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促す。あわせて、事業資産を包括的に担保化することを可能とするよう、企業担保制度を見直す。さらに、今次通常国会に提出されている「電子記録債権法」が成立した暁には、電子記録債権制度の広報活動に努めるとともに、中小企業等の資金調達に資するため、電子記録債権の手形代替的活用（電子手形）にも適した電子記録債権制度が円滑に導入されるよう、例えば電子手形の実現に向けた標準化や統一の運用ルールの整備等、利便性の高い電子記録債権制度の導入に向けた環境整備等を検討する。あわせて、企業の高度なリスクマネジメントを支えるため、リスクファイナンス手法の活用に関し、国際的に遜色のない環境整備について検討する。また、中小企業者のニーズを踏まえ、資金需要が生じた際に、一定の金額内で迅速な信用供与・資金提供を受けられる仕組みについて検討を行う。

##### ② イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大

多様な企業のリスクに対応した資金供給等を促進するため、民間投資家がベンチャー企業などへの投資を行いやすくする環境整備等、リスクマネーの拡大につながる投資・資産運用を促す制度整備を行うとともに、産業の発展に資するファンドのプラクティスを促進する環境整備を検討す

る。また、成長企業に対する適切な評価と資金供給が行われる新興市場の制度整備を促進する。また、リスクマネーの供給に資するよう、金融機関の審査能力・態勢の再構築を図る。さらに、中小・地域金融機関等の金融仲介機能の強化等を図るとともに、中小企業の適切な財務諸表の整備を促進するほか、資本性の強い劣後ローンの活用等による中小企業の自己資本の増強について検討を行う。あわせて、資金調達当初の負担軽減を可能とする公的融資・保証制度については、成功払い型融資等のデット・エクイティ双方の性質を活用した、いわゆるハイブリッド金融について、政府系金融機関の取組を進めること等により、普及と推進を図る。加えて、中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化（政府系金融機関におけるCDS契約を活用した証券化支援業務の推進）や、信用保証協会の信託会社に対する保証の円滑化を図る。

## （２）利用者の視点に立った金融の活性化等

### ① 安心して利用できる金融商品・サービス等の普及促進

適切な利用者保護ルールの徹底を通じ、利用者が安心して金融商品・サービスを利用できるよう、金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行うとともに、規制の簡素化・明確化等を通じて利用者利便の向上を図るため、銀行代理業制度の適切な運用を図るなど、販売チャネルの多様化を推進する。また、取引信用保険の普及・促進に取り組む。さらに、ITの戦略的活用を促進するため、決済コストの低減も含め電子的な資金決済・支払の利便性の在り方について検討する。併せて、引き続き確定拠出年金の普及・魅力向上に取り組む。

### ② 公正かつ透明で魅力ある市場の整備

我が国金融・資本市場の公正性・透明性を一層向上させ、国際的にも信頼される市場を構築していくため、国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化を行う。さらに、企業統治の見直し等を通じて市場監視機能を強化するとともに、2009年に向けた会計基準の国際的動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂及びこれを通じた相互承認の推進を図る。あわせて、金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制

度等の整備を検討する。また、金融行政の行動規範（code of conduct）を着実に遂行し、金融行政の一層の透明化や効率化を進める。

こうした取組により、約1,500兆円に及ぶ我が国国家計の金融資産の運用を活性化するとともに、「間接金融から直接金融へ」の流れを支援する。

### **（３）我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化**

#### **① アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり**

我が国金融資産の投資効率向上と有効活用を促す観点からも、我が国金融市場をアジアの成長企業にとって活用しやすい魅力ある金融市場とするため、外国会社の株式の我が国市場への上場促進に加え、日本型預託証券（JDR）の具体的な案件組成を促進する。また、証券決済期間の短縮など証券取引システムの高度化に取り組む。

#### **② 我が国金融サービスの国際展開**

我が国企業のアジアでの活動を支援し、また、我が国金融サービスの国際競争力強化と、国際展開を促進するため、日本貿易保険等とも協力し、日系企業のアジア現地における売掛債権の証券化支援の取組を推進する。また、日本の中小企業が現地で資金調達しやすくなるよう、信用補完のシステムを導入する。さらに、EPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和・適正化を各国に働きかけるほか、アジアにおける市場インフラの整備を促すことで、アジアにおける国際的な財務活動や金融サービスを円滑化していく。さらに、資金循環の拡大に対応したリスクを管理するため、金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。

### **（４）高度金融人材の育成強化**

イノベーションを担う高度金融人材の育成を推進するため、関係府省の連携のもと、産学双方の対話の場としての「高度金融人材産学協議会」を設立し、先端的な金融工学を駆使する「金融工学人材」や事業と金融について幅広い能力を持つ「事業金融人材」の育成・活用及びそのための産学連携のあり方等について議論するとともに、高度金融人材市場の活性化に向けた人材ニーズのマッチングの在り方等を検討する。さらに、連携講座の設置・講師

派遣など専門教育体制の充実を促進する。また、金融の高度化等の進展を通じた経済成長の果実を国民が安心して享受できるよう国民への金融経済教育の充実を図る。

#### 4. ワザ：技術革新

##### (1) 融合・協働によるイノベーションの促進

より複雑化・高度化する技術的課題を解決するために、様々な知識・技術の融合や基礎研究から応用・実用化研究までに至る研究開発の強化を図り、イノベーションの連続的な創出を促進する。具体的には、業種・技術分野ごとの実態を踏まえつつ、産学官協働・異分野融合・府省間連携による革新的研究開発の促進、研究・技術人材の育成・流動化促進、研究開発成果を成長に結びつける仕組みの構築、国際的な産学官連携の拡大、競争的資金の拡充（若手研究者への支援を含む。）、独立行政法人等の先端研究施設及び先端計測分析機器の共用、革新的ベンチャーの育成、異分野の研究成果を統合して新産業の設計を行える者の育成等を行う。

##### (2) 迅速かつグローバルな権利取得の促進と知的財産保護・活用の強化

技術開発の成果を速やかに権利化するため、2007年1月に策定した「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」に基づく総合的な取組を推進するとともに、引き続き必要な審査官の確保、先行技術調査の外注拡大等により特許審査を迅速化し、現在27ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に短縮して世界最高水準の特許審査を実現し、最終的にゼロを目指す。

一つの発明が世界中で円滑に特許保護される「世界特許」の実現を目指し、各国政府・国際機関との協力や、特許制度の国際的な調和を推進する。このため、主要国との間で、第1国で特許となった出願をその審査結果を活用し、第2国で早期に審査を受けることを可能とする「特許審査ハイウェイ」を推進し、2006年7月に試行を開始した米国、2007年4月に開始した韓国に加え、2007年7月には英国との試行開始を予定するなど、今後もそのネットワークを拡大していく。また、特許制度の国際的な調和を目的とした、「実体特許法条約」の実現を目指す。

模倣品・海賊版の拡散を防止するため、侵害発生国に対し、官民一体となって取締り強化の要請及び執行能力の向上に資する協力を行うとともに「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期の実現を目指す。また、侵害発生

国の取締執行機関等関係当局との連携を強化する。

意図せざる技術流出を防止するため、特許出願しない技術の的確な管理、技術系人材の流出防止など、企業の技術管理の強化を促す。

特許権等の包括的ライセンス契約のライセンサーが倒産した場合等であっても、ライセンシーが事業活動を継続できるよう、新たな通常実施権の登録制度を創設する。

知的財産専門人材を約6万人から約12万人に倍増することを目指し、知財専門職大学院や法科大学院などにおける知財教育の充実等を図る。

### (3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化

研究成果の市場展開を加速するため、「国際標準総合戦略」に沿って、2015年までに我が国が欧米諸国に比べても遜色なく国際標準化をリードできるようにする。このため、ISO・IECにおけるデジュール標準の獲得を目指して設定した「国際標準化戦略目標」の達成等に向けて、官民が連携して、経営戦略と研究・知財戦略の一体化した国際標準化を実現するとともに、専門人材の育成など民間企業、研究機関等の国際標準化活動を支援する。

また、特に先端分野での研究連携において研究結果の正確な評価・比較に必要となる物差し（計量標準）を、2010年までに世界最高レベルの質・量とする。このため、国が自ら整備する計量標準（国家計量標準）について、その開発を推進するとともに、適切に需要家に供給するための仕組み作りを行う。

## 5. チェ：経営力の革新

### (1) 知的資産経営の実践・技術経営力の強化

人材、組織力、技術力など財務諸表には現れない知的資産を価値創造の源泉である強みとして認識し、それらを外部資源の活用も考慮した上で最大限に利用した経営（知的資産経営）が実践されることを促進する。このため、知的資産に係る経営管理指標を用いた継続的な経営改善の重要性を検証し、知的資産の管理・活用や知識の融合による新しい知の創造の重要性の認識を広げる。また、中小企業における経営革新、技術、金融等のそれぞれの面の施策と一体として知的資産経営の取組の促進を図る。

また、技術を核として事業を行う者にとっては、技術経営力が知的資産

経営の能力に他ならないため、関連研究開発独立行政法人の機能を活用しつつ、企業の技術経営力の強化のための取組を支援する。また、企業において、外部にも説明できるような研究開発マネジメントが行われることを促す。

## **(2) 公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤づくり**

企業買収を取り巻く環境の変化に対応し、企業の適切な経営判断を確保するためのガバナンス体制のあり方も踏まえ、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の運用状況をレビューするなど、企業買収・企業防衛に関する公正なルールを整備し、その普及に努める。

## **(3) 独占禁止法に基づく企業結合審査の適切な執行**

独占禁止法に基づく企業結合審査について、2007年3月に改定された「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づき、透明かつ適切な審査を行うとともに、個別事例の公表内容のより一層の充実や審査結果に係る評価分析の実施・公表により、企業の予見可能性の一層の向上を図る。

また、経済実態に合わせて、届出制度など企業結合規制の更なる高度化に向けた検討を行う。